

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの天引き）で納付されている方へ

今年度より特別徴収（年金からの天引き）額が年間を通じて、できるだけ均等（平準化）になるよう調整します。

現在、後期高齢者医療保険料の特別徴収は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・翌年2月に「本徴収」として納めていただいています。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
当該年度の町民税課税にかかる所得状況が確定するまで、仮に算定された保険料を納めていただきます。（原則として前年度2月の保険料額と同額を各年金支給月に天引き）			確定した所得状況により算定された年間保険料から、仮徴収で納めた額を差し引き、残額を3回に分けて納めていただきます。		

しかし、世帯構成や収入の変動などで、仮徴収額と本徴収額の差が大きくなる場合があります。

そこで仮徴収のうち、6月と8月の保険料額を調整することにより、1年を通じてなるべく均等な天引き額となるように調整します。

※普通徴収(納付書や口座振替で納付されている方)は対象となりません。

平準化を実施

※仮徴収額のうち、6月と8月を調整
※実施前後で4月の保険料額と6月の保険料額の差が4,000円未満の場合は、平準化の対象になりません。

特別徴収額が平準化され、年間を通じてほぼ均等な保険料負担となります。

【裏面に計算方法および参考例を掲載しています。】

平準化の計算方法

- ・ (前年度の年間保険料額) ÷ 6回 (100円未満切り捨て)・・・①
- ・ {①×3回－(4月の特別徴収額)} ÷ 2回 (100円未満切り捨て)・・・②
- ・ ②の額が6月と8月それぞれの特別徴収額となります。

【注意】

令和4年度の保険料額は7月に決定しますので、10月以降の特別徴収額が変更となる場合があります。

計算例 (※令和4年度と令和5年度の年間保険料額は、まだ確定してないので、前年と同額と仮定しています。)

【平準化なしの場合】

(単位：円)

令和3年度(39,700円)						令和4年度(39,700円)						令和5年度(39,700円)					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,600	12,600	12,600	700	600	600	600	600	600	12,700	12,600	12,600	12,600	12,600	12,600	700	600	600

≪原則として、仮徴収は前年度の2月と同額となるため、上記のように仮徴収と本徴収で金額が偏った状況が繰り返されてしまいます。≫

【平準化ありの場合】

(単位：円)

令和3年度(39,700円)						令和4年度(39,700円)						令和5年度(39,700円)					
仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収			仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
12,600	12,600	12,600	700	600	600	600	9,600	9,600	6,700	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,700	6,600	6,600

≪6月と8月を調整することにより、令和4年10月以降の天引き額が1年を通してほぼ均等になります。≫

- ・ 前年度の保険料額 39,700円 ÷ 6回 = 6,600円 (100円未満切り捨て)
 - ・ {6,600円×3回－(4月特別徴収額600円)} ÷ 2回 = 9,600円 (100円未満切り捨て)
- ※9,600円が6月と8月それぞれの特別徴収額となります。

